

議案第2号

飛騨市内部組織の再編に伴う関係条例の整理に関する条例について

飛騨市内部組織の再編に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月27日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

内部組織の再編に伴い関係条例を整理するもの。

飛驒市内部組織の再編に伴う関係条例の整理に関する条例

(飛驒市内部組織設置条例の一部改正)

第1条 飛驒市内部組織設置条例（平成16年飛驒市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号キ及びクを次のように改める。

キ 防災及び危機管理に関すること。

ク 地域情報化に関すること。

第2条第2号エからカまでを次のように改める。

エ 広報及び広聴に関すること。

オ 秘書に関すること。

カ 儀式、栄典、褒賞及び表彰に関すること。

第2条第3号に次のように加える。

キ 地域医療に関すること。

ク 診療所に関すること。

第2条第8号ア中「地域医療」を「病院事業」に改め、同号イを削る。

(飛驒市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 飛驒市子ども・子育て会議条例（平成25年飛驒市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市民児童課」を「市民福祉部」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第1条関係 飛騨市内部組織設置条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部 ア～カ 略 キ <u>秘書に関すること。</u> ク <u>儀式、栄典、褒賞及び表彰に関すること。</u></p> <p>(2) 企画部 ア～ウ 略 エ <u>地域情報化に関すること。</u> オ <u>広報及び広聴に関すること。</u> カ <u>情報戦略に関すること。</u></p> <p>(3) 市民福祉部 ア～カ 略 _____</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 病院管理室 ア <u>地域医療に関すること。</u> イ <u>病院、診療所に関すること。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部 ア～カ 略 キ <u>防災及び危機管理に関すること。</u> ク <u>地域情報化に関すること。</u></p> <p>(2) 企画部 ア～ウ 略 エ <u>広報及び広聴に関すること。</u> オ <u>秘書に関すること。</u> カ <u>儀式、栄典、褒賞及び表彰に関すること。</u></p> <p>(3) 市民福祉部 ア～カ 略 キ <u>地域医療に関すること。</u> ク <u>診療所に関すること。</u></p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 病院管理室 ア <u>病院事業に関すること。</u> _____</p> <p>以下 略</p>

第2条関係 飛驒市子ども・子育て会議条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第7条 略 (庶務) 第8条 会議の庶務は、 <u>市民児童課</u> において処理する。 以下 略	第1条～第7条 略 (庶務) 第8条 会議の庶務は、 <u>市民福祉部</u> において処理する。 以下 略

飛騨市内部組織の再編に伴う関係条例の整理に関する条例 (案) 要旨

1 改正の趣旨

内部組織の再編に伴い関係条例を整理するもの。

2 改正の概要

- (1) 飛騨市内部組織の再編に伴い、総務部、企画部、市民福祉部及び病院管理室の事務分掌を改正するもの。(第1条関係)

- (2) 同様に部課の名称を改正するもの。(第2条関係)

3 施行日 平成29年4月1日